



沖縄県立八重山商工高等学校

部活動に係る活動方針

～友愛津梁の鐘が鳴る～

令和元年7月 策定

目 次

I 部活動に係る活動方針で目指す学校・生徒・指導者像.....	1
1. 部活動基本方針策定の意義.....	1
2. 適切な部活動運営のための体制整備.....	1
(1) 各部活動の年間計画及び活動実績等.....	1
(2) 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備.....	1
(3) 家庭・地域との連携.....	1
II 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組.....	2
1. 適切な指導の実施.....	2
(1) 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底.....	2
(2) 効率的・効果的な指導.....	2
2. 指導手引きの活用.....	3
III 適切な休養日等の設定.....	3
1. 休養日等の基準.....	3
IV 生徒のニーズを踏まえた諸活動の整備.....	3
1. 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置.....	3
V 学校単位で参加する大会等について.....	4
VI その他、部活動に関する重要事項.....	4
1. 部活動に係る活動方針の見直し.....	4
2. 年間計画（職員研修、生徒・保護者への周知等）による実施.....	5

八重山商工高等学校

「部活動に係る活動方針」



部活動に係る活動方針で目指す学校・生徒・指導者像

1. 部活動基本方針策定の意義

本方針を、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の望ましい部活動環境を構築する観点に立ち、以下の点を重視して活動方針を定める。

- ① 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ② 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

2. 適切な部活動運営のための体制整備

(1) 各部活動の年間計画及び活動実績等

- ① 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長へ提出する。
- ② 校長は、本方針及び各部の活動計画等を学校のホームページへの掲載等で公表する。

(2) 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

- ① 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の部を設置する
- ② 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

(3) 家庭・地域との連携

- ① 生徒の部活動環境充実の観点から、地域のスポーツ団体や文化活動団体等と連携し、保護者の理解と協力の下、「学校・家庭・地域が共に生徒を健全に育てる」という気運醸成に努める。



合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

1. 適切な指導の実施

- (1) 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底
 - ① 部活動顧問等は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、指導者と生徒の信頼関係を前提とした指導を行うようにする。
 - ② 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に夏季の活動においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。大会等への参加についても同様とする。
 - ③ 学校教育の一環として行われる部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行うようにする。その際、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）にある（体罰等の許されない指導と考えられるものの例）等を踏まえた指導となるよう留意する。
- (2) 効率的・効果的な指導
 - ① 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
 - ② 文化部活動顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
 - ③ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

2. 指導手引きの活用

部活動の顧問は、中央競技団体及び各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

III 適切な休養日等の設定

1. 休養日等の基準

部活動における休養日及び活動時間については、生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 通常の休養日

- ① 平日：1日以上
- ② 土日：1日以上

(2) 長期休業中の休養日

- ① 休養日の設定は(1)に順ずる。
- ② 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 活動時間

- ① 平日：2時間程度
- ② 休日：4時間程度

(4) その他

- ① 休養日は年間を通して週当たり2日程度になるよう計画する。
- ② 学校閉庁日は原則としてすべての教育活動は行わない。
- ③ 中間及び期末考査の1週間前は原則としてすべての部活動を行わない。

IV 生徒のニーズを踏まえた諸活動の整備

1. 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

2019年度の部活動等加入率は56%で、とても少ない状態にある。また、生徒の運動・スポーツ・文化活動に関するニーズは、競技力等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズ等に必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニ

ーズに応じた活動を行うことが出来る部活動を設置するよう努める。具体的な例としては、より多くの生徒の運動及び文化活動等の機会創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

また、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

2. 地域との連携

- ① 生徒の諸活動環境の充実の観点から、地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における部活動環境整備を進める。
- ② 学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ等に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。
- ③ 学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、部活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。



学校単位で参加する大会等について

- ① 各部活動の大会参加は年間5回程度とする。
- ② 主催者が高等学校学校体育連盟又は高等学校文化連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、参加許可申請書を校長に3週間前までに提出する。



その他、部活動に関する重要事項

1. 部活動に係る活動方針の見直し

- ① 部活動に係る活動方針の見直し（取組内容・方法等の見直し含む）
 - ・学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、部活動に係る各取組の改善を図る。部活動に係る活動方針の見直しをするに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た活動方針になるように努める。
- ② 部顧問は、4月30日までに年間の活動計画を作成して提出する。
- ③ 全顧問は、年度末に活動実績を提出する。

2. 年間計画（職員研修，生徒・保護者への周知等）による実施

	取組内容 / 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
委員会	<ul style="list-style-type: none"> 部活動研究委員会の開催 職員研修・活動方針の確認等 活動方針の見直し 	○					○					○	○
生徒周知	<ul style="list-style-type: none"> 年度初めの取組周知 学校評価アンケート 	○									○		
保護者周知	<ul style="list-style-type: none"> 活動方針の周知・連携依頼 三者面談等 	○	○	○					○				
地域	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員会 学校評価アンケート 				○							○	○

<参考資料>

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成 30 年 3 月 スポーツ庁

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成 30 年 12 月 文化庁

「運動部活動等の在り方に関する方針」平成 30 年 12 月 沖縄県教育委員会